

自分に合ったスマートフォンの買い方をしよう

資料 8

消費者庁
提出資料

皆様へのアドバイス

① スマートフォン購入時は毎月の支払額だけでなく**総額を確認しよう**

割賦販売契約（分割払）で購入する場合、総額に対する割賦の回数で毎月の支払額は変わります。

② 割賦利用の購入プランで、**残債免除特典**を利用する場合は、**購入済スマートフォンの返却が必要です**

そのため、引き続きスマートフォンを使いたい場合は、新たな端末購入が必要です。

加えて、当初に購入した社から指定された端末の購入が条件とされるなど、さらに条件がある場合があります。

③ **自分の買い替え期間**を意識しよう

例えば、2年程度で最新機種への買い替えを行うのか、より長く使い続けるのかといった期間を意識しましょう。

(参考) 携帯電話事業者からの端末購入について

携帯電話事業者から端末を購入する場合に「割賦払で2年間の支払の後、残債（未払分）が免除される」という特典を受けるための条件等は、以下の①及び②に大別できる。（2019年11月1日現在）

（注）端末の購入は携帯電話事業者を介さずに、メーカー等から直接購入することも可能。

（仮定）比較の都合上、端末代金を100,800円として計算。実際にはオプション費用が発生する場合がある。

	残債免除特典	割賦回数	毎月支払額	総支払額	条件
①	24回割賦後 (購入2年後)に 残債免除特典利用	36回(3年) 割賦	2,800円	67,200円	<u>購入・使用端末返却</u> 新たな端末購入 (購入は自由)
②		48回(4年) 割賦(プログラム 利用料付)	端末分： 2,490円 プログラム利用料：390円	59,760円	<u>購入・使用端末返却</u> 新たな端末購入 (当初に購入した社の 指定端末の購入 が必須)
参考	残債免除特典を利用せず (一括又は割賦払で残債免除を利用しない)			100,800円 ※ 〔3年又は4年以上買い替えをしない場合、 月当たり負担額は上記特典より安くなる。〕	<u>購入・使用端末返却不要</u> 〔新たな端末購入不要〕

※購入・使用した端末は中古市場で有価での売却が可能。

(参考) 年齢階級別の携帯電話の平均使用年数

(出典) 内閣府「消費動向調査」中「主要耐久消費財の買替え状況（平成30年4月～平成31年3月）」（平成31年3月調査）

世帯主が29歳以下の世帯	2.6年
世帯主が30～39歳の世帯	2.9年
世帯主が40～49歳の世帯	3.2年
世帯主が50～59歳の世帯	3.8年
世帯主が60～69歳の世帯	4.7年
世帯主が70歳以上の世帯	5.8年



現状では、全世帯の平均使用年数は4年弱以上。